

## 第3期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年3月28日（火曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

場所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
日比谷国際ビル8階  
日比谷国際ビル コンファレンススクエア 8F  
(会場が前回と異なっておりますので、  
末尾の会場ご案内図をご参照いただき、  
お間違いないようご注意ください。)

書面またはインターネット等  
による議決権行使期限  
2023年3月27日（月曜日）  
午後5時まで

### 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 当社大規模買付ルールの更新の件

### 目次

- 第3期定時株主総会招集ご通知 ..... 1
- 株主総会参考書類 ..... 8
- 事業報告 ..... 36
- 連結計算書類 ..... 67
- 計算書類 ..... 69
- 監査報告書 ..... 71

株式会社 ADワークスグループ

証券コード：2982

証券コード 2982  
2023年3月10日  
(電子提供措置の開始日 2023年3月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
株式会社 A D ワークスグループ  
代表取締役社長CEO 田 中 秀 夫

## 第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第3期定時株主総会招集ご通知」及び「第3期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 当社ウェブサイト

<https://www.adwg.co.jp/ir/library/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

### 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（A D ワークスグループ）又は証券コード（2982）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2023年3月27日（月曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）  
2.場 所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階

日比谷国際ビル コンファレンススクエア 8F

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。）

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第3期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第3期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

##### 第2号議案

当社大規模買付ルールの更新の件

以上

### 議決権行使その他招集に関する事項等について

#### (1) 行使方法について

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネット等による方法の3つがございますので、いずれかの方法をご選択ください。詳しくは5頁～7頁をご覧ください。

#### (2) 重複行使された場合の取り扱いについて

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### (3) 議案に賛否の表示がない場合の取り扱いについて

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### (4) 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### (5) 当日のご出席について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### (6) 本招集ご通知について

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、本招集ご通知冒頭に記載しております各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基

づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知は、監査等委員会が監査報告作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 ③連結計算書類の「連結注記表」
- ④計算書類の「株主資本等変動計算書」 ⑤計算書類の「個別注記表」

(7) **書類等の修正について**

本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

## (必ずお読みください) 新型コロナウイルス感染予防対応につきまして

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止のため、企業及び個人に対し、感染予防の対策を講じることが求められております。本株主総会における当社の対応について、以下にご案内いたしますとともに、株主様におかれましては何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### <株主様へのお願い>

- ・感染拡大防止の観点に鑑み、本株主総会の会場における株主様用の座席は、株主様同士の距離を充分に取ってご着席いただけるよう、会場内の実質座席数を削減して会場設計をいたしております。そのため、当日ご来場いただいても、座席数の関係で、やむを得ずご入場をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。

### <当日の当社対応>

- ・当日の感染状況等を踏まえまして、役員、スタッフともにマスク着脱の判断をし、対応させていただきます。
- ・受付をはじめ、会場内にアルコール消毒液等を設置いたします。
- ・株主総会の円滑な進行に努め、合理的な範囲で、開催時間の短縮を図ります。

### <ご来場の際のご注意>

- ・当日の感染拡大状況等により、ご入場の際にマスクの着用、アルコールによる手指消毒へのご協力をお願いする場合があります。
- ・ご来場いただいた株主様で、発熱、頻繁な咳などの症状が見受けられた場合、スタッフの判断により、ご入場をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。

※今後の状況により、上記対応を含む株主総会の運営方法を変更する場合がございます。大きな変更が生ずる場合は、本招集ご通知冒頭に記載しております各ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいますようお願いいたします。

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

## ■ 株主総会ご出席による議決権行使



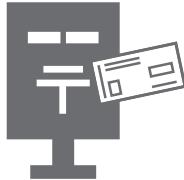
株主総会開催日時

2023年3月28日 (火曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

## ■ 郵送による議決権行使



行使期限

2023年3月27日 (月曜日)

午後5時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## ■ インターネット等による議決権行使



行使期限

2023年3月27日 (月曜日)

午後5時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁以降に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様は、「議決権電子行使プラットフォーム」もご利用いただけます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

2023年3月27日（月曜日）  
午後5時まで



## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

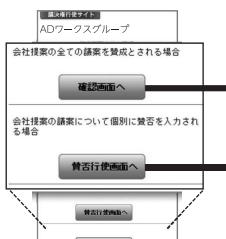
### 1 QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従つて行使完了です。

2回目以降のログインの際は、次頁に記載のご案内に従つてログインしてください。



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の効率化のために1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	 <b>再任</b> 田中秀夫 (男性) 1950年2月7日生	1973年4月 西武不動産(株) 入社 1991年7月 田中不動産事務所 開業 1992年10月 (株)ハウスポート西洋 (現 みずほ不動産販売(株) 入社 1993年3月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 1995年2月 同社 代表取締役社長 (現任) 2020年4月 当社 代表取締役社長CEO (現任)  (重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・ワークス 代表取締役社長 (株)エー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 (株)スミカワADD 取締役 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman	4,914,718株
〔取締役の候補者とした理由〕			
単独株式移転により当社を設立した会社である(株)エー・ディー・ワークスの不動産事業をスタートアップ段階から牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。代表取締役社長としての豊富な経営経験と不動産事業に対する高い見識は、当社グループの企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
2	 <p><b>再任</b> 細谷 佳津年 (男性) 1965年12月16日生</p> <p>1990年 4月 国際興業(株) 入社      2002年 9月 (株)ギャガ・コミュニケーションズ (現 ギヤガ(株)) 入社      2003年 6月 生駒シービー・リチャードエリス(株) (現 シービーアールイー(株)) 入社      2006年 4月 同社 財務経理部部長      2009年 9月 (株)エー・ディー・ワークス 管理部長      2011年 6月 同社 取締役 最高財務責任者CFO 兼      経営管理部長      2014年 6月 同社 常務取締役CFO 兼 経営管理部長      2018年 7月 同社 常務取締役CFO 兼 エクイティ・ア      ドバイザリー室長      2020年 4月 当社 常務取締役CFO      2022年 3月 当社 専務取締役CFO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)      (株)エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員      (株)エー・ディー・パートナーズ 取締役      (株)スミカワADD 取締役      (株)エンジェル・トーチ 代表取締役社長      (株)ジュピター・ファンディング 代表取締役社長      A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary      ADW Management USA,Inc. Director Secretary</p>	233,988株	

[取締役の候補者とした理由]

公開企業・外資系企業を含むスタッフ部門における豊富な実務経験とコーポレート・ガバナンスに対する高い見識を有しております。CFOとして、財務戦略の立案遂行を通じて当社グループの成長に寄与した実績を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
3	 <b>再任</b> 松本英晴 (男性) 1960年2月1日生	1983年4月 住友生命保険相互会社 入社 2009年3月 同社 不動産部長 2012年4月 同社 執行役員 兼 人事部長 2014年4月 同社 上席執行役員 兼 コンプライアンス統括部長 2015年7月 同社 執行役常務 2019年4月 同社 執行役専務 2021年4月 同社 常任顧問 2021年7月 同社 特別顧問 (現任) 当社 専務執行役員 2022年3月 当社 専務取締役 (現任)  (重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 (株)スミカワADD 代表取締役社長 住友生命保険相互会社 特別顧問	0株

[取締役の候補者とした理由]

大手生命保険会社において豊富な実務経験、機関投資家としての幅広い経験があり、金融業界、不動産業界に対する高い知見と幅広いネットワークを有しております。こうした知見等をもとに、当社グループの更なる事業の拡大・強化を推進し、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
4	 <p><b>再任</b> かねここうじ 金子幸司 (男性) 1965年10月23日生</p> <p>1988年 4月 伊藤忠商事(株) 入社  2001年 6月 KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社  2002年 2月 大木建設(株) 新規事業部部長  2004年 6月 (株)ファンドクリエーション 入社  2004年10月 (株)ファンドクリエーション不動産投信  代表取締役社長  2010年 9月 大東建託(株) 経営戦略室 部長  2013年 3月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 海外事業準備室長  2018年 6月 同社 取締役 上席執行役員 海外事業部長  2020年 4月 当社 取締役 上席執行役員  2021年 1月 当社 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  (株)エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 海外事業本部本部長  A.D.Works USA,Inc. Director CEO, President  ADW Management USA,Inc. Director  JMR アセットマネジメント(株) 取締役</p>	58,480株	

[取締役の候補者とした理由]

(株)エー・ディー・ワークスにおいて米国収益不動産販売事業の立上げを行い、当社グループにおける中核事業に成長させた実績を持っております。また、上場R E I Tの資産運用会社での経営経験も有しております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
5	 <b>再任</b> 鈴木 俊也 (男性) 1964年11月9日生	<p>1989年 4月 (株)リクルートコスモス (現 (株)コスモスイニシア) 入社</p> <p>2008年 1月 同社 AM事業部法人営業部部長</p> <p>2009年11月 同社 仲介事業部部長</p> <p>2013年10月 同社 ソリューション事業部部長 兼 投資不動産企画開発部部長</p> <p>2014年10月 同社 賃貸事業部オーナーシップ部部長</p> <p>2015年10月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 事業企画室長</p> <p>2018年 6月 同社 取締役 執行役員 事業企画本部長</p> <p>2019年 4月 同社 取締役 執行役員 投資不動産事業本部長</p> <p>2020年 4月 当社 取締役 上席執行役員</p> <p>2021年 1月 当社 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 投資不動産事業本部本部長</p> <p>JMRアセットマネジメント(株) 取締役</p>	69,205株

## [取締役の候補者とした理由]

大手不動産会社において法人等の仲介・賃貸、開発などの不動産事業の豊富な経験を有しており、また、(株)エー・ディー・ワークスにおいても収益不動産の賃貸、開発、販売事業にて優れた実績をあげております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、各候補者を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております（契約の内容の概要是以下のとおりです）。1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
- ・填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
  - ・保険料は全額当社が負担しております。
- 3 各候補者の有する当社の株式数は、2023年1月1日現在の株式数を記載しております。

(ご参考)

## ADワークスグループ取締役会機能マトリックス

第1号議案が原案どおり承認された場合の当社の取締役会機能マトリックスは以下のとおりとなります。

知見：本質的な理解を伴った知識、見識：知見をベースとした主張・考え

水準：当該テーマについて社内外で講演受託可能なレベル

### 機能分類1（社外取締役選任要件）：監督機能を果たすための適性（スキル、経験値等）

氏名	社外取締役					社外取締役会全体	取締役会全体	
	田名網	関山	栗井	小池				
性別	尚	護	佐知子	藍	男性	男性	女性	女性
①コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する事項								
コーポレートガバナンスに対する見識	<input type="radio"/>							
リスクマネジメント（評価とアサーション）に関する経験または見識	<input type="radio"/>							
スチュワードシップコード、対話ガイドラインに関する見識	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
債権者・株主と経営者の利益相反事項に関する見識、関連当事者間取引に関する見識	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
内部統制システムの構築、評価に関する経験または見識	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
情報セキュリティの構築、評価に関する経験または見識	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
②コンプライアンスに関する事項								
会社法に関する知見	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
金融商品取引法に関する知見	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
ディスクロージャー、取引所規則に対する知見	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
グローバルローに関する知見		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
会計基準・会計監査に関する知見	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
事業領域関係法令に関する知見		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

## 機能分類2（社外取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）

氏名	社外取締役				社外取締役会全体	取締役会全体
	田名網尚	関山護	栗井佐知子	小池藍		
性別	男性	男性	女性	女性		
①企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項						
複数の企業における経営陣幹部としての経験と経営に関する見識	<input type="radio"/>					
公開企業における取締役経験と経営に関する見識	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
経営資源の配分（主にビジネスポートフォリオの決定）に関する成功実績		<input type="radio"/>				
多様な企業に対する経営コンサルティング実績				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項 ※Board3.0対象項目						
投資家（PEファンド、VC、ファンドマネージャー等）としての実績	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
起業の成功実績、新規事業の立ち上げ成功実績		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
M&A、PMIに関する成功実績	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
企業価値評価に関する実務経験、見識		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項						
多様性に関する見識			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
多様な働き方・人事制度設計に関する成功実績、見識	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
多様な資本政策、株式政策、資金調達に関する成功実績、見識		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

機能分類3（業務執行取締役を含む取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）

氏名	社外取締役				社外取締役全体	社内業務執行取締役					取締役会全体
	田名網尚	関山護	栗井佐知子	小池藍		田中秀夫	細谷佳津年	松本英晴	金子幸司	鈴木俊也	
性別	男性	男性	女性	女性		男性	男性	男性	男性	男性	
企業のサステナビリティ、SDGs、人的資本、知的財産への投資、TCFD等に対する見識	○	○	○	○	○	○	○	○			○
DX戦略、AI等に関する知見	○			○	○		○				○
デジタルを含むマーケティング戦略に関する知見			○	○	○						○
不動産ビジネスに関する実績・経験・見識		○			○	○		○	○	○	○
富裕層ビジネスに関する実績・経験・見識			○	○	○	○			○	○	○
その他のビジネスに関する実績・経験・見識	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
組織マネジメントに関する実績・経験・見識	○	○	○		○	○		○	○	○	○
グローバルビジネスネットワーク		○	○	○	○				○		○

当社取締役会全体で必要とする機能を「取締役会機能マトリックス」としてまとめています。

「機能分類1（社外取締役選任要件）：監督機能を果たすための適性（スキル、経験値等）」

「機能分類2（社外取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）」

「機能分類3（執行を含む取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）」

社外取締役の起用要件として「機能分類1」と「機能分類2」を必要条件、社内業務執行取締役は、「機能分類3」を起用要件としています。

取締役個々人の能力や経験等を本マトリックスに準じて評価し、取締役会全体としてこれらの機能すべてが充足される体制を追求しております。

取締役会の多様性や監督機能を充実させるためには、社外取締役には社内業務執行取締役のスキルや経験値等を補完し、また社外取締役それぞれの知識や経験が偏ることがないよう、当社取締役会の機能全体が均整のとれた体制となるように、新たな取締役候補者を選定する際の、重要な検討材料として活用しております。

## 第2号議案 当社大規模買付ルールの更新の件

当社の大規模買付ルールは、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして、2019年11月29日開催の株式会社エー・ディー・ワークスの臨時株主総会において、単独株式移転により設立する完全親会社、株式会社ADワークスグループの大規模買付ルールの継続導入のご承認をいただき、現在に至っております。

本定時株主総会において、当該大規模買付ルールを更新することの承認をお願いするものであります。

### 記

#### 1. 継続更新の必要性

大規模買付者による当社に対する当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限りません。

株式の保有割合が高く、一定の影響力を有する一部の株主だけではなく、すべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようになります。

当社取締役会は、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において現行ルールの更新が必要であると判断いたしました。

#### 2. 継続更新に伴う変更内容の概要

基本的な内容は既に導入している大規模買付ルールと同一であります。継続更新に当たって、大規模買付ルールに関して、以下の諸点を変更しております。

- ① ルールの対象者
- ② 提供いただく情報の内容
- ③ 対抗措置の発動事由
- ④ 対抗措置の基本的な内容の明確化

#### 3. 大規模買付ルールの内容

##### (1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為、又は③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じ

とします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注4)を樹立するあらゆる行為(注5)であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為(いずれについても当社取締役会が同意したものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)、を行おうとする者です。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

## (2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は以下のとおりです(ただし、以下項目に限られるものではありません。)。

①大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資、重要な関係会社、共同保有者、準共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。)の概要(資本構成の詳細、事業内容、過去3年の財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

②大規模買付者及びそのグループが保有する当社が発行する全ての有価証券(金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。)の保有状況、過去60日間において大規模買付者及びそのグループが行った当社有価証券にかかる全ての取引(デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。)の状況(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。)及び当社有価証券に関して大規模買付者及びそのグループが締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものも含み、またその履行の可能性を問いません。)、合意の予定がある場合にはその予定している合意の種類、契約の相手方及び対象となっている当社株式の数量等の具体的な内容

③過去10年以内の投融資の詳細、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報

④大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的な内容及び当該システムの実効性の有無及び状況

⑤大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株

券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。)を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法及び内容(大規模買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の額及び種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性ならびに大規模買付行為の実行の可能性等を含みます。)

- ⑥大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑦当社株式の買付対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ⑧当社株式の買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑨当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑩大規模買付行為の完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪当社の株主(大規模買付者及びそのグループを除きます。)、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更有無及びその内容
- ⑫大規模買付者及びそのグループと当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬大規模買付者及びそのグループと反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません。)及び関連性が存在する場合にはその内容に関する情報
- ⑭大規模買付者及びそのグループが過去5年間に行った企業買収、資本提携等の実績(当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的名称・事業内容、当該企業株主、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的な内容等の情報を含みます。)
- ⑮大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利

得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要、大量買付行為のために投下した資本の回収方針、その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要であると判断する情報

本情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、

- i 大規模買付者及びそのグループの名称、住所又は本店所在地
- ii 過去10年の経歴、過去10年以内における法令違反行為の有無及びその内容
- iii 大規模買付者及びそのグループの代表者及び役員の氏名、過去10年の経歴、過去10年以内における法令違反行為の有無及びその内容
- iv 大規模買付者及びそのグループの事業目的及び事業の内容
- v 大規模買付者及びそのグループの大株主及び大口出資先（出資割合上位10位。実質株主の概要。）
- vi 国内連絡先
- vii 外国法人の場合は設立準拠法
- viii 主要な出資先の名称、本店所在地、事業内容及びその主要な出資先に対する持株割合又は出資割合
- ix 提案する大規模買付行為の概要

を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまでは、追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、原則として適時に、その全部又は一部を開示します。

なお、意向表明書及び本情報その他大規模買付者が当社又は当社代表取締役等に提出する資料又は請求における使用言語は日本語に限ります。

### （3）情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、90営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を90営業日と定めている理由は、次のとおりです。まず、当社は、第1次中期経営計画で公表しているとおり、既存事業である不動産事業を太く強くする施策の他、“脱”不動産事業を具現化する施策に

積極的に取り組み、その一環として、持株会社体制の活用の他、CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）事業の活用という施策を講じています。そして、当社は、CVC事業の活用の一環として既に複数の新規投資を実行しておりますところ、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、当社においては、大規模買付行為の目的等や、大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針が当社に適合するか否かを審査するのみならず、CVC事業における当社の投資先の現在価値、今後の成長見通し等を評価した上で、大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針がCVC事業に与える影響、とりわけ当社が構築してきたCVC事業が将来的に当社にもたらし得る価値が、経営方針の変更によって毀損されることがないかについても慎重に判断する必要があります。そして、この検討に当たって、当社取締役会は、自社のみならず、CVC事業の各投資先との間でも意見交換、協議したうえで、将来の見通しも踏まえて検討して意見をとりまとめの必要があります。このような事情を踏まえると、当社取締役会の評価期間は、相応の時間が必要となります。また、当社グループが長い社歴を有し、当社グループの営む事業が、不動産業において幅広いビジネスを開拓しており、かつ、全国各地に加え海外にも事業展開していることから、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案を、株主、取引先、顧客等の利害関係者との関係、事業に関連する諸法令の規制、従業員の雇用などを勘案して、慎重に進めていく必要があります。大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があります。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための株主総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記4.(2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思を確認するための株主総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して取締役会決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (4) 株主総会

当社取締役会は、株主意思を確認するための株主総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速且つ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して決議を行います。

#### (5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は、株主総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後にのみ開始することができるものとし、それまでの間は、大規模買付行為をすることはできません。

#### (6) 企業価値を低下させる大規模買付行為に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買付けには該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

### 4. 大規模買付行為への対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が認めるものを使い、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、差別的な行使条件・取得条項等が付いた主たる条件が下記の内容の新株予約権の発行又は当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択するものとし、その決定にあたって当社取締役会は、特別委員会に諮問して得た勧告（後記5.）を最大限尊重いたします。

記

i 本件新株予約権の数

当社取締役会が定める数とします。

ii 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、そ

の保有する当社株式1株につき本件新株予約権1個の割合で、本件新株予約権を無償で割り当てます。

iii 本件新株予約権の無償割当ての効力発生日

本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

iv 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個当たりの目的である当社株式（将来、当社が種類株式発行会社となった場合においても、①本件新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本件新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が株主総会開始時において現に発行されている株式（普通株式）と同一の種類を指します。「社債、株式等の振替に関する法律」の規定がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

v 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本件新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本件新株予約権の行使に際して出資される財産の当社1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本件新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

vi 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から6か月間までの範囲で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

vii 本件新株予約権の行使条件

次の（ア）から（カ）までに定める者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本件新株予約権を行使することができません。

（ア）特定大量保有者（注6）

（イ）（ア）の共同保有者

（ウ）特定大量買付者（注7）

（エ）（ウ）の特別関係者

（オ）上記（ア）から（エ）までに定める者から本件新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

（カ）上記（ア）から（オ）までに該当する者の関連者（注8）

また、外国の適用法令上、本件新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者（以下「非居住者」といいます。）も、原則として本件新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者の保有する本件新株予約権

も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記ix（イ）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。

#### viii 本件新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### ix 本件新株予約権の取得事由

- (ア) 当社は、本件新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、当社の取締役会が別途定める日の到来日をもって、いつでも全ての本件新株予約権を無償で取得することができます。
- (イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本件新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。  
また、当社は、かかる取得がされた日以降に、本件新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日から後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本件新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本件新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、以後も同様とします。
- (ウ) 当社は、本件新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、取得に係る本件新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないものとされているもの（注9）を対価として交付することができます（なお、非適格者が有する本件新株予約権自体の取得の対価として金銭を交付することは予定しておりません。）。また、当該交付される新株予約権については、一定の取得条項が規定されることがあります、その他の詳細については、本件新株予約権無償割当て決議において定めるものといたします。
- (エ) その他当社が本件新株予約権を取得することができる場合及びその条件については、本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

× 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### xi 新株予約権証券の発行

本件新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

## xii その他

その他の本件新株予約権の内容は、別途本件新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等
- ⑦いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為
- ⑧大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- ⑨当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経

（當方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することができます。なお、当社取締役会は、上記対抗措置の発動にあたり、特別委員会から当該措置の発動により当社株主に著しい不利益が生じることがないなど相当性が認められるとの勧告を受けるものとします。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思を確認するための株主総会招集の決定をし、株主総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様の意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

### （3）対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会又は株主総会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値又は当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、且つ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止又は変更等を行なうことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき、特別委員会に諮詢を行い、その要否に係る決定を行うにあたって、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して決議を行います。

## 5. 特別委員会への諮詢手続

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適切か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適切であるか否かを諮詢します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮詢に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適切か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適切であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対

抗措置を発動するか否か又は株主意思を確認するための株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記3. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、特別委員会の概要は別紙2のとおり、現在の特別委員会の委員の略歴は別紙3のとおりです。

## 6. 株主・投資者に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買付を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

### (3) 対抗措置発動の停止時等に株主・投資者に与える影響等

取締役会が対抗措置として新株予約権の発行を決議した後に、その停止又は変更、すなわち当該新株予約権の発行の中止又は新株予約権の内容（例えば、割当数）の変更を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないか、又は希釈化率が変更しますので、当社株式の価値について一定の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が対抗措置の発動の停止又は変更等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

### (4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社が対抗措置として新株予約権を発行したときは、割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当該新株予約権の行使請求書その他当該新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該新株予約権を行使することができませんが、それ以外の株主の皆様は、権利行使期間内に当該新

株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、所定の行使価格相当額の金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の発行等を受けることになります。

また、当社取締役会が当該新株予約権の一部を当社の株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価格相当額の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権取得の対価として、当社株式の発行等を受けることになります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきまして、対抗措置として新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時に開示又は通知いたしますので、その内容をご確認下さい。

## 7. 大規模買付ルールの見直し

大規模買付ルールの更新は2023年3月28日の第3期定時株主総会でご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は3年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降3年以内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会ごとに、当社の株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社取締役会決議により廃止することができるものとします。

当社取締役会は、企業価値・株主価値の維持・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更若しくは廃止し、又は新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて当社の株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

## 8. 大規模買付ルールの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所規則の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、企業価値研究会が2008年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）、及び有価証券上場規程を充足しています。

### (2) 企業価値及び株主の共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、前記1.「継続更新の必要性」に記載したとおり、当社の株式に対し大規

模買付行為が行われる場合に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様一人一人が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすることにより、当社の企業価値及び株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

現行ルールは、2019年11月29日開催の株式会社エー・ディー・ワークス臨時株主総会において、単独株式移転により設立する完全親会社、株式会社ADワークスグループにおける大規模買付ルールの導入を、有効期間3年としてお諮りして、株式会社エー・ディー・ワークスの株主の皆様からご承認を得たものであります。

そして、その有効期間は3年とし、有効期間が満了となる定時株主総会ごとに、株主総会の場において、株主の皆様のご承認を得ることとしています。なお、本ルールの有効期間の途中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールを廃止することができます。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会が当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要を株主の皆様に情報開示することにより、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的且つ客観的な要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は、当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の

当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。) が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等と判断される場合、⑦いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為と判断される場合、⑧大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑨大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が当社取締役会の経営方針及び事業計画(大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。) に著しく劣ると判断される場合、に当たらなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期については1年としており、且つ解任要件を加重しませんので、過半数の株式を取得しても経営権を取得するために時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

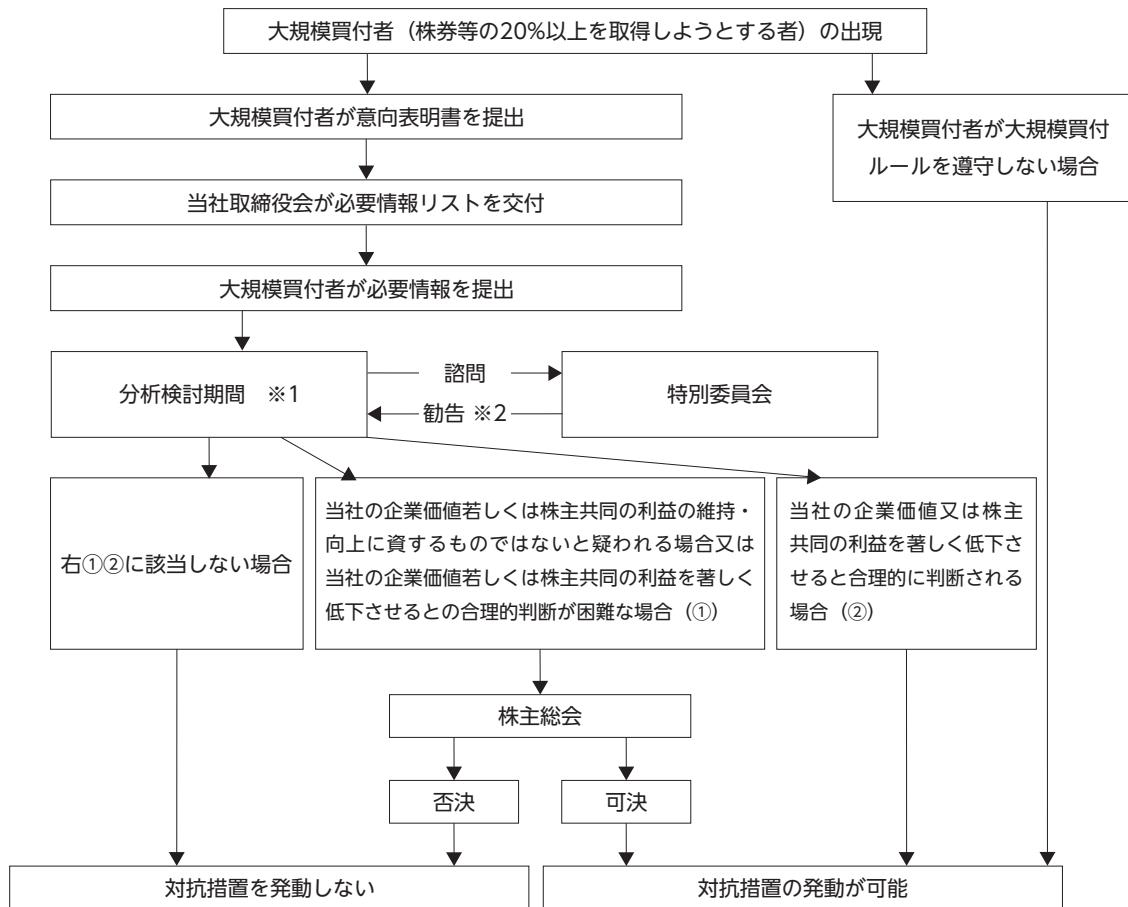
- 
- 注1 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、また、これらの者と合理的に疑われる者を意味します。
- 注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- 注4 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・

間接に及ぼす影響等を基礎として行います。

- 注5 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で合理的に判断いたします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることができます。
- 注6 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものといたします。
- 注7 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行ったもので、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合として合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものといたします。
- 注8 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- 注9 ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、(i)買付者等が本件新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止若しくは撤回又は爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(ii)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものといたします。）として当社取締役会が認めた場合が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内に限り行使することなどが定められることなどがあります。

## 別紙1 大規模買付ルールについてのフローチャート

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、前記大規模買付ルールの内容等の本文をご参照ください。



※1 分析検討期間は原則として、90営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難な場合において最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

## 別紙2 特別委員会規則の概要

### 1. 委員構成

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、当社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

### 2. 任期

特別委員会委員の任期は、3年とする。

### 3. 特別委員会の権限

(1) 当社が大規模買付者から提案を受け、特別委員会が当社取締役会から大規模買付者が提出した必要情報の上程を受けた場合、特別委員会は、提案の検討・分析を行い、取締役会が大規模買付者から受領した必要情報の上程を受けてから90営業日以内（ただし、特別委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとする。）に、当社大規模買付ルールに定める対抗措置の発動の適否、発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否か、対抗措置の発動の相当性等を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

(2) 対抗措置の発動の要否の勧告に際して、特別委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告する。ただし、特別委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、取締役会に対する勧告を行わない。

①大規模買付者が濫用的大規模買付者であること。

②買付後の経営計画又は事業計画が、著しく不合理であり、大規模買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。

③（取締役会の経営計画又は事業計画が特別委員会に上程された場合）買付け後の経営計画又は事業計画が、取締役会の経営計画又は事業計画（大規模買付者による買付提案に対する代替案を含む）と比較して、明白に劣っており、大規模買付者による買付け後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。

④その他、大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させることが明らかであると認められる事由が存在すること。

- (3) 特別委員会は、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、当社取締役会の諮問を受け、対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき検討し、その結果を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

#### 4. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、特別委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5. その他

- (1) 特別委員会は、大規模買付者から本情報が提供された場合その他必要あるごとに開催する。
- (2) 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (3) 特別委員会は、審議又は報告のため、当社の取締役、使用人、会計監査人その他の第三者を特別委員会に出席させることができる。

### 別紙3 特別委員会の委員の略歴

#### (1)当社社外取締役（監査等委員）

田名網 尚氏 1954年9月11日生

1978年4月	千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険株）入社
2001年2月	松井証券株）入社
2002年6月	同社 取締役
2004年2月	同社 常務取締役
2005年6月	マネックス・ビーンズ証券株）（現 マネックス証券株）監査役 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株）（現 マネックスグループ 株）常勤監査役
2007年6月	マネックス証券株）取締役 マネックスグループ株）取締役
2008年4月	法政大学 兼任講師（現任）
2011年2月	マネックス証券株）代表取締役副社長
2013年6月	マネックスグループ株）執行役
2017年4月	マネックス証券株）取締役副会長
2019年12月	カタリスト投資顧問株）監査役（現任）
2020年1月	トビラシステムズ株）社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年4月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年6月	公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事（現任）

#### (2)当社社外取締役（監査等委員）

関山 譲氏 1949年8月14日生

1974年4月	丸紅株）入社
2001年4月	同社 ユーティリティ・インフラ部門長代行 兼 海外電力事業部長
2002年4月	同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ部門長
2005年4月	同社 常務執行役員
2006年6月	同社 代表取締役 常務執行役員
2007年4月	同社 代表取締役 専務執行役員
2009年4月	同社 代表取締役 副社長執行役員
2013年4月	同社 副会長
2015年4月	同社 顧問 丸紅パワーシステムズ株）会長
2016年5月	一般財団法人フィリピン協会 会長（現任）
2017年6月	アステラス製薬株）社外取締役（現任）
2020年4月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

(3)当社社外取締役（監査等委員）

栗井 佐知子氏 1957年5月21日生

1984年7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所  
1991年1月 エスティ・ローダー(株)（現 ELCジャパン(株)）入社  
1997年3月 日本ロレアル(株) 入社  
2004年11月 ゲラン(株) (LVJグループ) 入社  
2012年5月 (株)fitfit 入社  
2013年5月 ラ・プレリージャパン(株) 代表取締役社長  
2019年1月 (株)ニューポート INCOCO事業部 General Manager  
(株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問  
2019年6月 (株)エー・ディー・ワーフス 社外取締役（監査等委員）  
2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）  
2020年6月 インフォコム(株) 社外取締役（現任）  
2022年3月 ビーピー・カストロール(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）

以 上

# 事業報告

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、依然として先行き不透明な状況に終始しました。期中においては、世界的な金融引締めや国際紛争に起因する金融資本市場の変動、物価上昇、サプライチェーンにおける制約、急激な為替変動など、経済環境の目まぐるしい変化が相次いで発生し、今後も予断を許さない状況が継続するものとみられます。新型コロナウイルス感染症に関しては、拡大防止に配慮した「新しい生活様式」への適応が進んだものの、引き続き感染再拡大には注視する必要があります。

当社グループの主要な事業領域である都心部の収益不動産売買市場は、低金利などの資金調達環境を背景として好調に推移しております。当社グループが注力する10億～20億円規模のオフィス用・居住用収益不動産に対しては、安定的なキャッシュ・フローを求める投資家を中心として底堅い需要が存在し、取引価格が上昇傾向にあります。

東京都心5区のオフィスビルの賃貸市場は、ハイクラスオフィスを中心に平均賃料の下落が続き、空室率も横ばいで推移していることから、軟調な状況となっております。一方で、「ウイズコロナ」においてオフィスに求める価値・ニーズが変化したことにより、トレンドを捉えた仕様の中小型オフィスには底堅い需要が存在しています。

また、東京都内の居住用マンションの賃貸市場は安定的な需要に下支えされ、平均家賃が上昇しており堅調に推移しております。

当社グループの拠点がある米国のロサンゼルスにおいては、政策金利の大幅な引上げにより資金調達環境の様相が変化したものの、収益不動産売買市場はインフレに伴う平均家賃の上昇を背景として好調に推移しております。

このような事業環境のもと、当社グループの主要な事業である収益不動産販売事業は、投資家・入居者のニーズを的確に捉える「商品企画力」を軸として、仕入・販売を一体的かつ戦略的に推進してまいりました。仕入れに関しては、ニーズに沿った適切な商品企画を立案し、収益性の向上を見据えることで、過熱する競争環境においても、積極的な推進が可能となりました。その結果、当期末の収益不動産残高は過去最高水準を更新し、大幅に拡大しております。また、販売に関しては、物件の仕入れ時から“有望な買い手ニーズ”を想定して活動することで、効率性・利益率ともに向上し、当社グループの業績を牽引いたしました。

海外不動産事業は、ロサンゼルスの収益不動産における仕入・商品化・販売サイクルの回復に注力いたしました。また、現地パートナーとの共同事業である分譲タウンハウス開発や物件オーナーの売却仲介にも積極的に取り組み、事業拡充が進んでおります。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は27,856百万円（通期計画達成率92.9%）、EBITDAは1,515百万円（通期計画達成率116.6%）、経常利益は953百万円（通期計画達成率119.2%）、税引前利益は910百万円（通期計画達成率113.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は527百万円（通期計画達成率117.2%）となりました。

当連結会計年度の経営成績は以下の表のとおりです。

(単位：百万円)

	2022年12月期 (通期計画)		2021年12月期 (実績)		2022年12月期 (実績)			
	金額	売上比	金額	売上比	金額	売上比	前年比	通期計画 達成率
売上高	30,000	100.0%	24,961	100.0%	27,856	100.0%	111.6%	92.9%
(不動産販売)	—	—	(20,318)	(81.4%)	(22,314)	(80.1%)	(109.8%)	—
(ストック)	—	—	(4,942)	(19.8%)	(5,868)	(21.1%)	(118.7%)	—
(内部取引)	—	—	(△300)	(△1.2%)	(△326)	(△1.2%)	—	—
EBITDA	1,300	4.3%	1,073	4.3%	1,515	5.4%	141.2%	116.6%
経常利益	800	2.7%	650	2.6%	953	3.4%	146.6%	119.2%
税引前利益	800	2.7%	650	2.6%	910	3.3%	140.0%	113.8%
純利益	450	1.5%	312	1.3%	527	1.9%	168.8%	117.2%

- (注) 1. (不動産販売) は「収益不動産販売事業」、(ストック) は「ストック型フィービジネス」、「税引前利益」は「税金等調整前当期純利益」、「純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」をそれぞれ省略したものです。
2. EBITDA (償却等前営業利益)：営業利益+償却費等  
償却費等には減価償却費、ソフトウェア償却費、のれん償却費等のキャッシュアウトを伴わない費用を含みます。

セグメントの概況は次のとおりです。なお、当社グループでは営業利益をセグメント利益としております。

#### (収益不動産販売事業)

売上高22,314百万円、EBITDA1,713百万円、営業利益1,711百万円となりました。

収益不動産を取り巻く活況な環境の下、需要を見極めた的確な商品企画を軸にした仕入れから販売までの好サイクルにより競争力が高まつたこと、また不動産小口化商品販売事業において金融機関との提携による販売ネットワークの拡充が奏功したことにより、好調に推移しました。

仕入高は28,159百万円となりました。かねてより注力してきた組織力強化が奏功し積極的な仕入活動を行った結果、優良物件の仕入を行うことができました。

その結果、収益不動産残高は41,476百万円 ((注) 2.参照) となり、前連結会計年度末より12,562百万円上回りました。

収益不動産販売事業は、当社グループ全体の業績をけん引する重要な事業ですが、「第1次中期経営計画」の中間進捗としては、概ね計画通りの実績となったほか、収益不動産残高の水準を過去最高値に高めることができ、計画達成に向け堅調に推移していると判断しております。また数値面のみならず、仕入れのための組織力や商品企画力など、次につながる定性面での成果も得ることができたと認識しております。

#### (ストック型フィービジネス)

売上高5,868百万円、EBITDA1,335百万円、営業利益1,235百万円となりました。

当社グループが保有する収益不動産からの賃料収入を収益の柱としているため、好調な収益不動産販売事業に連動し安定的な売上・利益を確保することができました。

なお、同ビジネスにおける「ストック型」の主な売上としては、株式会社エー・ディー・パートナーズの管理収入、ADW Management USA, Inc.の賃料収入など、また「フロー型」の主な売上としては、株式会社スミカワADDの工事・改修収入などがあります。

収益不動産の期中平均残高は、10億～20億円規模の収益不動産の積極的な取得が寄与したことから物件単価が上昇し、前連結会計年度の27,796百万円に対し当連結会計年度は34,876百万円に増加しております。

ストック型フィービジネスは、当社グループの業績の安定性を担保するための重要な位置付けであります。その観点においては、まずは株式会社エー・ディー・パートナーズのプロパティ・マネジメントが今以上に収益力を高める必要があると認識しております。特に、収益不動産販売事業で取り扱う商品が大型化し、かつオフィス物件のウェイトが高まっている昨今にあり、それらに対する対応力を、効率化と並行して高めていく必要があります。

- (注) 1. 各セグメントの営業利益は、全社費用等のセグメントに配賦しない費用及びセグメント間の内部取引による営業費用控除前の数値であり、その合計は連結営業利益と一致しません。
2. 収益不動産残高41,476百万円には、東京国税局から過年度の消費税に関する更正通知を受領したことに伴い資産計上している消費税等引当見積額（11百万円）を含めておりません。
3. 「ストック型フィービジネス」のうち、中長期保有もしくは短期販売用の収益不動産からの賃料や、販売済みの収益不動産のプロパティ・マネジメント受託によるフィー収入等を「ストック型」、内装・修繕工事フィー、顧客リレーションから派生的に得られる仲介収入を「フロー型」と位置付けております。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当社は2020年9月1日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とした、コミットメント条項付き第三者割当契約の締結を決議いたしました。割当てた新株予約権による調達資金の総額は1,433百万円、行使期間は2020年9月18日から2022年9月17日（但し、2022年9月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）であります。当連結会計年度においては、当該新株予約権の行使により、283百万円を調達いたしました。

その他、クラウド・ファンディングを活用した資金調達により1,060百万円、銀行保証付きSDGs私募債の発行により900百万円を調達いたしました。

### ② 設備投資

当連結会計年度においては、データ連携や環境整備を目的としたソフトウェアの投資37百万円等を実施しました。

## (3) 財産及び損益の状況

（単位：千円）

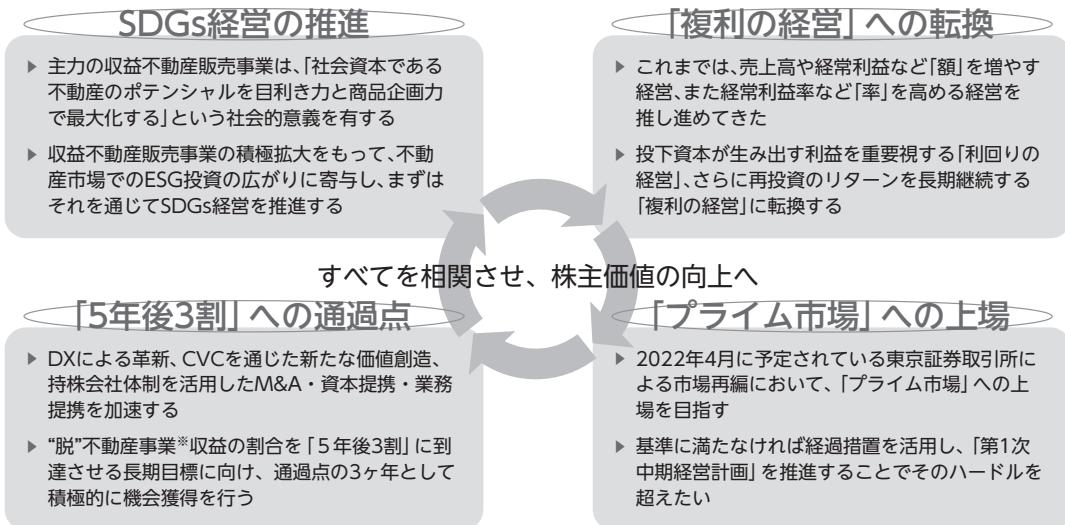
項目	期別	第1期	第2期	第3期 (当連結会計年度)
		自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高		16,840,798	24,961,158	27,856,128
経常利益		427,223	650,406	953,727
親会社株主に帰属する当期純利益		264,988	312,280	527,193
1株当たり当期純利益（円）（注2）		6.77	7.22	11.32
純資産		13,216,911	14,817,716	15,857,835
総資産		35,850,726	42,047,323	53,359,316

- （注）1. 第3期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第3期の期首から適用しており、第3期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 第1次中期経営計画で目指す姿

当社グループは、2021年5月13日付公表の「第1次中期経営計画」(2021年12月期～2023年12月期)において目指す将来像として下図の4点を掲げております。

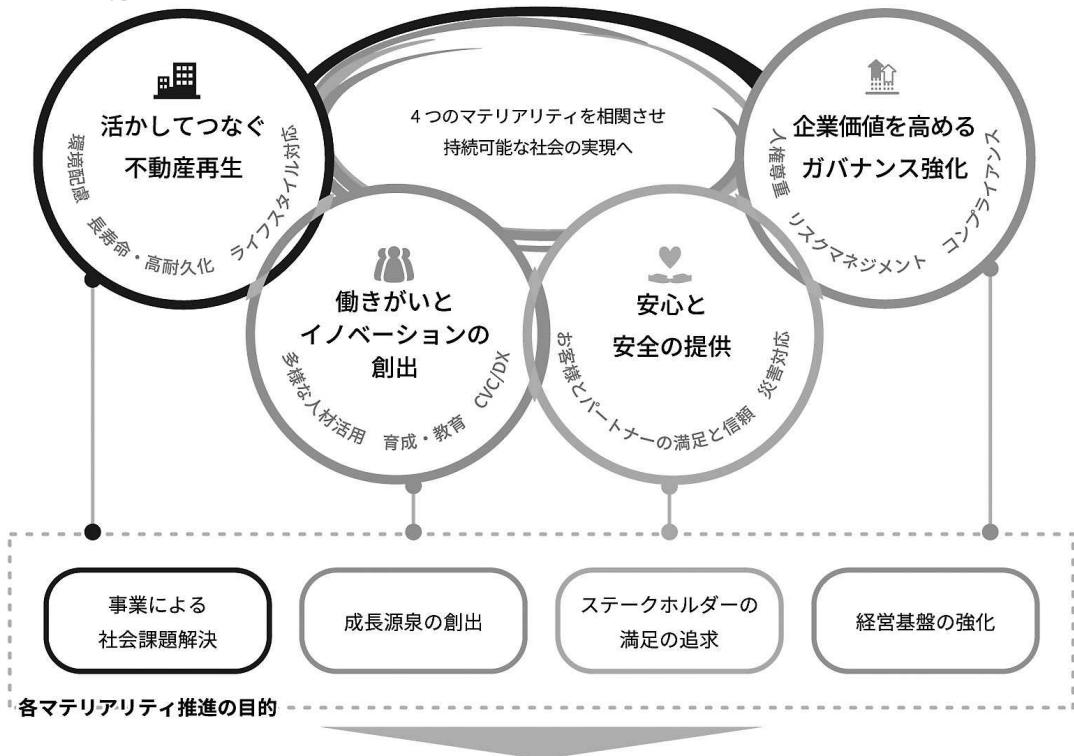


\* “脱”不動産事業・・・将来的に第2の柱とする不動産領域以外の事業

【「第1次中期経営計画」(2021年12月期～2023年12月期) より抜粋】

### a. S D G s 経営の推進

当社グループは、サステナブルな社会の実現への貢献と持続的な企業価値の向上に向けた取組みを重要な経営課題と認識し、取締役会での議論を経て、4つのマテリアリティを特定しました。



**持続可能な社会への貢献と企業価値の最大化を目指す**

【マテリアリティ概念図 (当社コーポレートサイトより)】

各マテリアリティの考え方及び目指す姿は以下のとおりです。

#### イ. 活かしてつなぐ不動産再生

世界的な社会環境の変化や危機に対し、当社グループが主力とする収益不動産販売事業を通じた社会課題の解決を目指します。

##### 【目指す姿】

- ・不動産と地域社会の活性化に寄与し、ステークホルダーの期待に応える。
- ・不動産の再生事業を通じて、より環境と社会にやさしい不動産へ昇華させ、循環型社会に寄与する。

#### ロ. 働きがいとイノベーションの創出

人的資本の強化や革新的技術の追求によって競争優位の源泉を確立し、当社グループの持続的かつ加速度的な成長の促進と、社会への提供価値の最大化を目指します。

##### 【目指す姿】

- ・多様な人材が個性を発揮し、自ら進化し続けられる組織文化を醸成することで、企業成長を加速する。
- ・社内外の多様な知見やテクノロジーを柔軟に組み合わせることで、社会に価値を提供し続ける。

#### ハ. 安心と安全の提供

時代とともに変化するステークホルダーのニーズへ適合し、信頼を獲得し続けることを目指します。

##### 【目指す姿】

- ・ステークホルダーとの適切なコミュニケーションを継続し、社会的信頼を構築し続ける。
- ・高い防災性を備えた不動産の提供によって、安心・安全な地域社会の実現に寄与する。

#### 二. 企業価値を高めるガバナンス強化

激しい変化に柔軟に適応し、持続的に企業価値を向上させるべく、ガバナンス体制の継続強化とステークホルダーとのパートナーシップの発揮を目指します。

##### 【目指す姿】

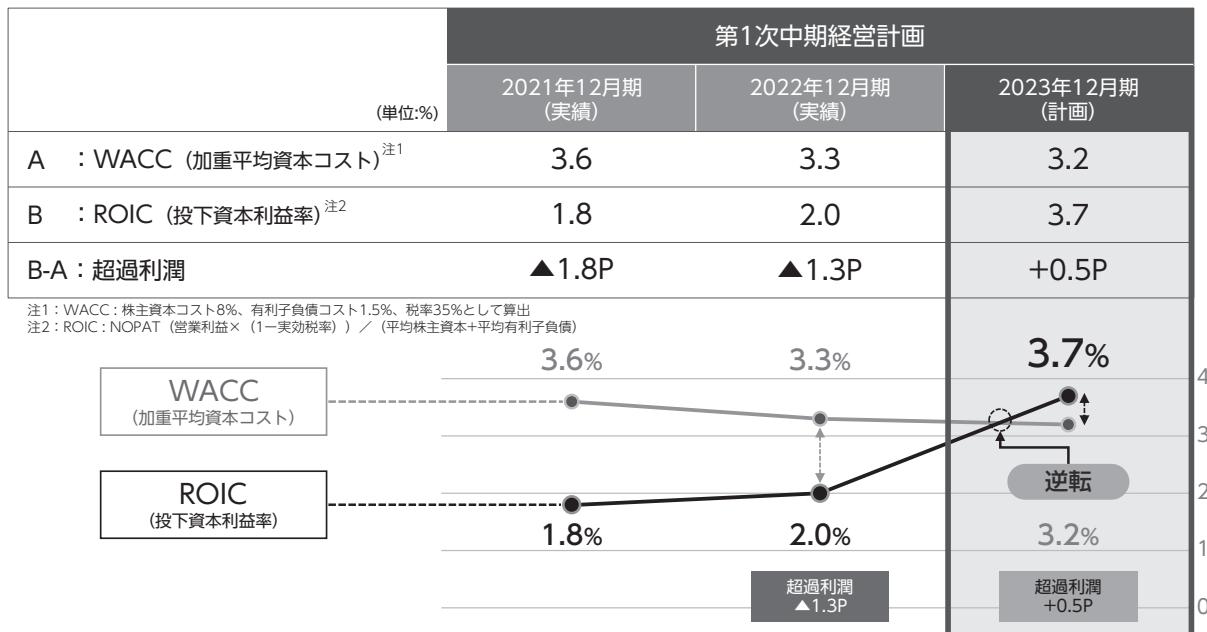
- ・意思決定の迅速化と透明性向上を図り、社会・環境変化に柔軟に対応していくことをもって企業の持続性を高め、あらゆるステークホルダーの期待に応える。
- ・人権尊重を含めたコンプライアンス意識の高い組織風土を醸成し、ステークホルダーから信頼を獲得し続ける。

なお、当社グループのサステナビリティに関する詳細情報はコーポレートサイトをご確認ください。

(<https://www.adwg.co.jp/sustainability/>)

## b. 「複利の経営」への転換

当社グループは、超過利潤を持続的に実現し続ける「複利の経営」に転換するべく、ROIC（投下資本利益率）がWACC（加重平均資本コスト）を上回る状態を目指しております。そのため、Debt性の資金調達手段の拡充を企図し、クラウド・ファンディングや銀行保証付き私募債の発行を積極的に推進しております。



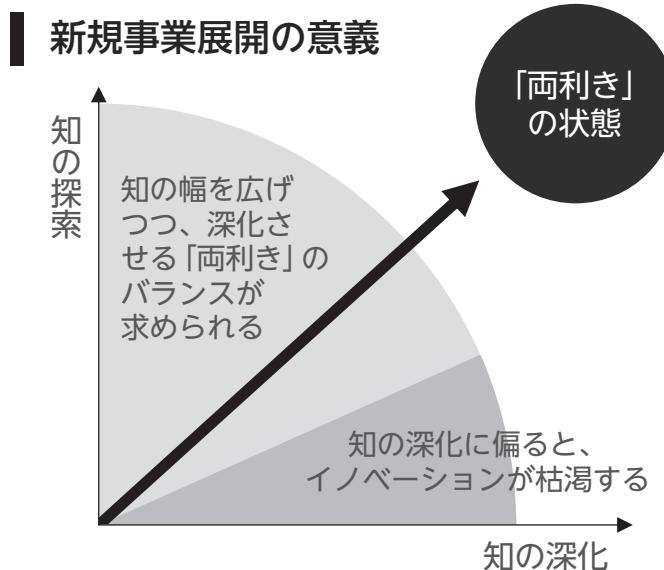
【「第1次中期経営計画」（2021年12月期～2023年12月期）における超過利潤の推移】

## c. 「プライム市場」への上場

当社は、2022年4月に東京証券取引所による市場再編に伴って「プライム市場」へ移行いたしました。一方で、移行基準日時点（2021年6月30日）において、当該市場の上場維持基準の内、流通株式時価総額について基準を充たしていないことから、上場維持基準の適合に向けた計画書を開示しております。計画期間は「第1次中期経営計画」（2021年12月期～2023年12月期）の結果が公表される2024年12月期としており、同計画の達成を通じて超過利潤を実現し「複利の経営」に転換することで、企業価値の増大を企図しております。

#### d. 「5年後3割」への通過点

当社グループは、イノベーションを可能にし、既存の延長線上にない成長を実現するべく、既存事業の「深化」と新規事業の「探索」を両立させた「両利き」の経営を目指し、2025年12月期における“脱”不動産事業（将来的に第2の柱とする不動産領域以外の事業）収益の割合を3割に到達させる長期目標を掲げてまいりました。そのための手段の一つであるコーポレート・ベンチャー・キャピタル事業（CVC事業）の推進を通じて、今般新たに「ファイナンス・アレンジメント事業」を開始しております（2022年8月26日公表）。今後もDXやM&A等を活用し、新たな価値創造に取り組んでまいります。



【チャールズ・A. オライリー、マイケル・L. タッシュマン（著）『両利きの経営』、東洋経済新報社、2019】

## ② 継続して対処すべき課題

### a. 好循環事業サイクルへの転換

当社グループの主力事業である収益不動産販売事業は、一定量の優良な収益不動産残高を保有することにより、不動産の相場と顧客ニーズとの双方を睨みながらコントローラブルに販売を展開し必要な収益を確保すると同時に、保有する収益不動産から得る賃料収入によって収益の安定化を生み出すビジネスモデルです。これに対し現状は、「第1次中期経営計画」の達成に向けてアグレッシブな拡大基調にあるため、残高拡充のための仕入れが収益確保のための販売を追従する状態にあります。通常期にも増して積極的な仕入れを展開することにより、好循環の事業サイクルに転換する必要があります。

### b. 資金調達手段の多様化

当社グループは、収益不動産販売事業のバリエーションとして、不動産小口化商品事業や開発事業などを国内外において積極的にラインナップし、事業全体の拡大を図っております。いずれも旺盛な資金需要があるため、金融機関からの借入を中心としつつクラウド・ファンディングやSTO<sup>\*</sup>を活用するなど、資金調達手段をさらに多様化する必要があります。また継続的な超過利潤の創出のためには、EquityとDebtの最適なバランスを検討しつつ資本効率を高める必要があることから、資金調達手段の多様化はますます重要となってまいります。

※ STO…Security Token Offering：ブロックチェーンを活用したデジタル証券による資金調達

### c. 人的資本投資の強化

複雑化する事業環境や加速する変化の中にあり、当社グループが更なる成長を果たしていくためには、経営戦略に合致した人的資本への投資が必要不可欠です。当社は予てより新卒採用に注力してまいりましたが、こうしたファーストキャリア人材の早期戦力化をはじめ、中堅社員のマネジメント力強化、また幹部候補社員の選抜と育成など、すべての階層において適切な教育プログラムを導入し、成長を促進する必要があります。また多様な人材が最大限の能力を発揮するための組織文化の醸成や職場環境の整備も、継続して実施する必要があります。

### d. DX推進の加速

当社グループが「第1次中期経営計画」を達成し、さらにそこから先も持続的に成長を果たしていくためには、事業や経営のスピードと効率を格段に高めること、すなわち生産性の向上が喫緊の課題です。DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用はそのキーとなるものであり、優先度を高めかつ全社横断的に取り組む必要があります。またDXはスピードや効率化といったオペレーション改革に留まらず、それを活用

した新たな事業機会の創出や獲得まで視野に入れるべきであり、「収益に寄与するDX」を掲げ積極的に取り組んでまいります。

#### e. 新たな事業の柱の構築

当社グループは国内における収益不動産販売事業を主力として成長をしてまいりましたが、今後それに匹敵する第二・第三の事業の柱を構築する必要があります。既存事業の延長においては、海外事業や不動産小口化商品事業の成長に期待し経営資源を相応に充当してまいります。加えて既存の不動産事業領域を超えた事業を構築するために、CVC事業やM&A等の手法を果敢に活用し、新たな事業機会の創出を企図します。こうした手法を活用しやすくするという狙いで、すでに持株会社体制への移行を実施しており、今後はその具現化を進めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、宅地建物取引業、賃貸住宅管理業、建設業、一級建築士事務所、不動産特定共同事業、不動産鑑定業、一般不動産投資顧問業、金融商品取引業を基本として不動産に関連する事業を行っております。

事業内容については次のとおりです。

事業名	事業の内容
収益不動産販売事業	<p>当事業においては、収益不動産を独自のノウハウに基づいて仕入れたうえで、建物のリノベーション、テナントリーシング、管理状態の改善等のバリューアップを施し、個人富裕層を中心とした顧客に販売しております。</p> <p>また、顧客に対するサービスラインナップの拡充や収益不動産ポートフォリオの拡大と安定化を目的に、国内での当社独自のビジネスモデルの特色やノウハウを転用し、米国ロサンゼルスにおいても同事業を展開しております。</p>
ストック型フィービジネス	<p>当事業は安定収益基盤を築くビジネスであり、主に当社保有の収益不動産からの賃料収入及び管理受託不動産のプロパティ・マネジメント（入居者募集、入退去手続、督促業務及び建物管理）収入で構成されています。加えて、管理受託不動産の改修・修繕工事や、顧客資産のコンサルティングサービスも提供するなど、サービスラインナップを拡大しております。</p>

(注) 収益不動産販売事業は、国内は株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国はADW-No.1 LLCが担っております。

ストック型フィービジネスのうちプロパティ・マネジメント事業については、国内は株式会社エー・ディー・パートナーズ、米国ではADW Management USA, Inc.が担い、改修・修繕工事については、株式会社スミカワADDが担っております。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業別売上	第2期		第3期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
収益不動産販売事業	20,318	81.4%	22,314	80.1%
ストック型フィービジネス	4,942	19.8%	5,868	21.1%
計	25,261	—	28,182	—
その他	—	—	—	—
消去又は全社	△300	△1.2%	△326	△1.2%
合計	24,961	100.0%	27,856	100.0%

## (6) 企業集団の主要拠点並びに従業員の状況（2022年12月31日現在）

### ① 主要な営業所

名称	所在地
株式会社ADワークスグループ 株式会社エー・ディー・ワークス 株式会社エー・ディー・パートナーズ 株式会社スマカワADD 株式会社エンジェル・トーチ 株式会社ジュピター・ファンディング	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社スマカワADD	東京都稻城市向陽台一丁目2番地の3
A.D.Works USA, Inc. ADW Management USA, Inc. ADW-No.1 LLC ADW Lending LLC ADW Hawaii LLC	222 North Pacific Coast Highway, Suite 1770, El Segundo, CA 90245
Avenue Works Burnside LLC Avenue Works Normandie LLC Avenue Works Ardmore LLC	7257 Beverly Blvd., suite 212 Los Angeles, CA 90036

### ② 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
219名	40.8歳	4.9年

- (注) 1. 従業員数には、派遣社員を除く就業人員を記載しております。  
 2. 平均年齢並びに平均勤続年数は、顧問を除く従業員で算出しております。  
 3. 平均勤続年数の算出にあたっては、第1期に係る連結会計年度において株式移転により子会社化した事業会社における勤続年数を通算しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年12月31日現在）

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エー・ディー・ワークス	100,000千円	100%	収益不動産事業
株式会社エー・ディー・パートナーズ	40,000千円	100%	不動産管理事業
株式会社スミカワADD	80,000千円	100%	建設事業
株式会社エンジェル・トーチ	100,000千円	100%	コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
株式会社ジュピター・ファンディング	9,000千円	100%	資金調達及びグループ会社への貸付
A.D.Works USA,Inc.	1,170,195千円	100%	米国子会社管理事業
ADW Management USA, Inc.	21,017千円	100%	米国不動産管理事業
ADW-No.1 LLC	2,492,096千円	100%	米国収益不動産事業
ADW Lending LLC	215,000千円	100%	米国住宅債権投資事業
ADW Hawaii LLC	187,493千円	100%	米国収益不動産事業
Avenue Works Burnside LLC	297,026千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Normandie LLC	188,795千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Ardmore LLC	128,674千円	95%	米国収益不動産事業

(注) 出資比率は、間接保有を含んでおります。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額 の合計額	当社の総資産
株式会社エー・ディー・ワークス	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	12,438,315千円	15,943,348千円

## (8) 主要な借入先及び借入額 (2022年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社 東京スター銀行	3,217,400
株式会社 三井住友銀行	2,347,045
株式会社 あおぞら銀行	2,011,800
株式会社 山梨中央銀行	2,007,600
株式会社 紀陽銀行	1,853,000
株式会社 関西みらい銀行	1,752,363
株式会社 香川銀行	1,684,000
オリックス株式会社	1,605,000
NECキャピタルソリューション株式会社	1,403,000
株式会社 第四北越銀行	1,400,000

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、2022年4月1日付で当社の連結子会社であった株式会社澄川工務店は、同じく当社の連結子会社である株式会社エー・ディー・デザインビルドを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、同日付で株式会社エー・ディー・デザインビルドは株式会社スミカワADDへと商号を変更しております。

## 2. 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 157,150,000株  
(2) 発行済株式の総数 48,944,777株(自己株式153,587株を除く。)  
(3) 株 主 数 20,304名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
田中 秀夫	4,914,718 株	10.04 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,615,700 株	5.34 %
有限会社リバティーハウス	1,971,600 株	4.03 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員株式報酬信託口・76735口)	1,728,900 株	3.53 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	483,700 株	0.99 %
今井 一史	436,000 株	0.89 %
池上 明夫	423,100 株	0.86 %
S M B C 日興証券株式会社	341,690 株	0.70 %
菅原 広至	235,800 株	0.48 %
細谷 佳津年	233,988 株	0.48 %

(注) 当社は自己株式153,587株を所有しており、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に対し、長期業績連動報酬として設定された信託から当社株式130,487株を交付したほか、51,400株を換価しその処分金を給付しております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が1,901,500株増加しております。
- ② 当社グループ従業員33名に対して、株式報酬として、2022年3月31日を払込期日とする特定譲渡制限付株式（法人税第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式）合計85,800株を発行いたしました。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

#### ① 2020年9月1日開催の取締役会決議による第3回新株予約権の概要

新株予約権の総数	6,900個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 690,000株
新株予約権の発行価額の総額	2,070,000円 (新株予約権1個あたり300円)
行使価額	1株あたり164円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	115,230,000円 内訳 新株予約権発行分 2,070,000円 新株予約権行使分 113,160,000円
行使期間	2020年9月18日～2030年9月17日
割当先	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 6名 当社完全子会社取締役 1名
行使条件	<p>A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期 (日本時間) に至るまでの間に米国の全米証券業協会 (NASD) が開設・運営している電子株式市場「NASDAQ」に上場している全ての銘柄を対象に、時価総額加重平均で算出した指数であるNASDAQ総合指数の数値が一度でも発行価格決定日の前取引日 (米国東部時間2020年8月28日) のNASDAQ総合指数の終値に70%を乗じた価格 (以下、「判定水準」という。) を下回った場合、原則として、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>但し、割当日以降、NASDAQ総合指数の終値が判定水準を始めて下回った日 (米国時間) の翌取引日 (日本時間) の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額 (1円未満の端数は切り上げる。) に修正される。</p> <p>B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
取得条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 上記の割当先の内容は、2020年9月17日の割当決議日時点の内容となります。2022年12月31日時点の当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) で上記の新株予約権の保有者は5名となります。また2022年12月31日時点の残個数は6,900個となります。

② 2021年8月12日開催の取締役会決議による第5回新株予約権の概要

新株予約権の総数	10,000個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株
新株予約権の発行価額の総額	1,000,000円 (新株予約権1個あたり100円)
行使価額	1株あたり156円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	157,000,000円 内訳 新株予約権発行分 1,000,000円 新株予約権行使分 156,000,000円
行使期間	2021年8月31日～2031年8月30日
割当先	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 5名 当社従業員 11名 当社国内完全子会社取締役 4名 当社国内完全子会社従業員 26名
行使条件	<p>A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期 (日本時間) に至るまでの間に米国のニューヨーク証券取引所 (NYSE) とナスダックに上場する500銘柄の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均した指数であるS&amp;P500種指数の終値が一度でも発行価格決定日の前取引日 (米国東部時間2021年8月10日) のS&amp;P500種指数の終値に70%を乗じた価格 (以下、「判定水準」という。) を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、割当日以降、S&amp;P500種指数の終値が判定水準を初めて下回った日 (米国時間) の翌取引日 (日本時間) の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130%を乗じた価額 (1円未満の端数は切り上げる。) に修正される。</p> <p>B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。</p> <p>D. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
取得条件項目	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 上記の割当先の内容は、2021年8月30日の割当決議日時点の内容となります。2022年12月31日時点の当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) で上記の新株予約権の保有者は6名となります。また2022年12月31日時点の残個数は9,985個となります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	田 中 秀 夫	株式会社エー・ディー・ワークス 代表取締役社長 株式会社エー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 株式会社スミカワADD 取締役 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman
専務取締役 CFO	細 谷 佳津年	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 株式会社エー・ディー・パートナーズ 取締役 株式会社スミカワADD 取締役 株式会社エンジェル・トーチ 代表取締役社長 株式会社ジュピター・ファンディング 代表取締役社長 A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary ADW Management USA,Inc. Director Secretary
専務取締役	松 本 英 晴	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 事業法務部門 部門長 兼 人材開発部門部門長 株式会社スミカワADD 代表取締役社長 住友生命保険相互会社 特別顧問
専務取締役	木 村 光 男	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 JMRアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
取締役	金 子 幸 司	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 海外事業本部 本部長 A.D.Works USA,Inc. Director CEO, President ADW Management USA,Inc. Director JMRアセットマネジメント株式会社 取締役
取締役	鈴 木 俊 也	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 投資不動産事業本部本部長 JMRアセットマネジメント株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社 監査役 トビラシステムズ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 法政大学 兼任講師 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事
取締役 (監査等委員)	関 山 譲	アステラス製薬株式会社 社外取締役 一般財団法人フィリピン協会 会長
取締役 (監査等委員)	栗 井 佐知子	インフォコム株式会社 社外取締役 ビーピー・カストロール株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	小 池 藍	THE CREATIVE FUND 有限責任事業組合 代表パートナー 京都芸術大学 芸術学部 専任講師 三重県 みえDXセンター みえDXアドバイザー 文化庁 文化審議会文化経済部会 臨時委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田名網尚氏、関山護氏、栗井佐知子氏及び小池藍氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）田名網尚氏、関山護氏、栗井佐知子氏及び小池藍氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）田名網尚氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）小池藍氏の戸籍上の氏名は、淵藍であります。
5. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの情報収集、重要な会議への出席並びに子会社監査役及び内部監査部門等との連携をすることで、内部統制システムを通じた組織的監査を実施し、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 株式会社エー・ディー・ワークス、株式会社エー・ディー・パートナーズ、株式会社スミカワADD、株式会社エンジェル・トーチ、株式会社ジュピター・ファンディング、A.D.Works USA,Inc.及びADW Management USA,Inc.は当社の連結子会社であり、JMRアセットマネジメント株式会社は当社の非連結子会社であります。なお、2022年4月1日付で当社の連結子会社であった株式会社澄川工務店は、同じく当社の連結子会社である株式会社エー・ディー・デザインビルドを存続会社とする吸収合併により消滅し、同日付で株式会社エー・ディー・デザインビルドは株式会社スミカワADDへと商号を変更しております。

## (2) 取締役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

### ア 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を決議し、当事業年度においては、2022年2月10日開催の当社取締役会にて、当該決定方針について一部改定する旨の決議をし、下記イに基づき運用いたしました。

### イ 決定方針の内容の概要

#### A. 役員報酬等の区分

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。）の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。

当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額の定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目標に支給する金銭賞与）と長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）としております。

その割合は、下記Dの役員報酬等の決定プロセスのⅡ外部専門家による取締役会レクチャーを経て、役位や職責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。

なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。

( i ) 固定報酬（月額定期報酬）

【考慮要素】 基本報酬。役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。

( ii ) 短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）

【考慮要素】 役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決定します。

( iii ) 長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）

【考慮要素】 以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を勘案し、役位に応じて、以下の算定方法に基づき、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を決定します。

ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報酬対象取締役」といいます。

【算定方法】

毎年3月の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額（長期業績連動報酬対象取締役の取締役及び一定条件を満たした当社子会社（以下「対象子会社」という。）の代表取締役（以下総称して「全長期業績連動報酬対象取締役等」という。）が、本株式報酬制度のために設定された信託から交付等を受けることができる当社株式等（下記Cに定義される。以下同じ。）の数を算定する基礎となる金額）に、各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率（※1）を乗じて、各長期業績連動報酬対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定した上で、以下の算定式に従って交付等を行う当社株式等の数を算定します。

<交付等を行う当社株式等の算定式>

（各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額－換価処分金相当額（※2）） ÷ 基準株価（※3）

※1 各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率は、下表に定める各長期業績連動報酬対象取締役の役位ウェイトを全長期業績連動報酬対象取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当社の取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

※2 各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を12月1日（同日が営業日でない場合には翌営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除して算出される値の50%（単元未満株式は切り捨て）に相当する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 12月末日（同日が営業日でない場合には直前の営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値

#### 【付与条件】

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の毎年1月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式等について、信託から交付等を受けることができるものとします。また、長期業績連動報酬対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます。さらに、当社の取締役会において、当社の取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給・不支給が決定されます。

ア) 信託期間中の毎年12月31日に取締役等であること（信託期間中に新たに取締役となった者を含む。）

イ) 在任中に一定の非違行為があつた者でないこと

ウ) 取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

#### B. 固定報酬・短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。

固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

このうち、固定報酬については、上記A（i）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。

また、短期業績連動報酬については、上記A（ii）の考慮要素を考慮し、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年1月（ほか、取締役会で決議された場合）に支給することといたします。

### C. 長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行うものとします。

長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

長期業績連動報酬は、上記A（iii）の考慮要素を考慮し、上記A（iii）の算定方法及び付与条件に基づいて、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年1月に交付等することといたします。

### D. 役員報酬等の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。

- I 取締役会は、CG委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長CEOに各取締役の役員報酬の決定を委任する決議。
- II 外部専門家（マーサージャパン株式会社）は、以下についてCG委員会へ情報提供を行う。
  - i : 近時の取締役報酬トレンド
  - ii : 当社取締役報酬ポリシーについての講評
  - iii : 当社取締役報酬決定プロセスについての講評
  - iv : 過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評
  - v : 当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評
- III CG委員会は、取締役会からの諮問に基づき、IIの定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案について審議を行い、各取締役の役員報酬の原案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない。
- IV CG委員会は代表取締役社長CEOへ決議を報告。
- V 代表取締役社長CEOは、CG委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ決定報告。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

※CG委員会は、取締役候補の選定・取締役の解任・取締役の報酬・代表取締役社長CEOの後継者計画に関する事項について、取締役会に答申することを目的としており、構成メンバーは独立社外取締役、代表取締役CEO、取締役CFO等で、委員長は独立社外取締役から選任し、委員の過半数は独立社外取締役としております。

※当社は、2023年2月10日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針について一部改定する旨の決議をしております。当該改定においては、上記D IIに記載の「外部専門家（マーサージャパン株式会社）」を、「外部専門家（大手コンサルティングファーム）」と改定しております。

ウ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、2022年2月10日開催の当社取締役会の決議による決定方針の改定後は、上記イDの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定め、CG委員会において、上記イA～C記載の決定方針に従った決定内容であることを確認しており、また、当該改定前は、当該改定前の決定方針に従い個人別の報酬等が決定される体制がとられていたため、当社取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役年額1億円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び当社子会社の代表取締役（国外居住者を除く。）を対象とする信託を用いた株式報酬制度の継続及び内容改定の決議がされており、当該信託から交付等を受けることができる当社株式等の数を算定する基礎となる金額の上限は年額3億円、信託期間（約3年間）を通じて交付される当社株式の合計数の上限は224万株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

## ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2022年3月25日開催の取締役会決議により、CG委員会の答申を尊重することを条件に、各取締役の固定報酬の額／短期業績連動報酬の額／株式報酬における交付株式数算定基礎額の決定について、代表取締役社長CEOである田中秀夫に委任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適しているためであり、上記①イDの役員報酬等の決定プロセスに従ったものです。

代表取締役社長CEOは、上記①イの決定方針に基づき、外部専門家によるCG委員会への情報提供、CG委員会での審議・決議を経た答申を尊重して、上記各金額を決定しております。

#### ④ 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬 (金銭報酬)	短期業績連動報酬 (金銭報酬)	長期業績連動報酬 (株式報酬)	
取締役（監査等委員である取締役を除く） (うち社外取締役)	393,736 (-)	293,400 (-)	36,090 (-)	64,246 (-)	6名 (-名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	42,900 (42,900)	42,900 (42,900)	— (-)	— (-)	5名 (5名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の総額のうち、当社からの報酬等は208,446千円であり、報酬等の種類別としては固定報酬133,950千円、短期業績連動報酬10,250千円、長期業績連動報酬64,246千円となっております。
2. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の総額には、子会社からの報酬等141,012千円及び使用人兼務取締役の使用人分給与44,277千円を含んでおります。
3. 監査等委員である取締役の報酬等の総額には、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名の報酬等を含んでおります。

#### ⑤ 非金銭報酬等に関する事項

上記④の「長期業績連動報酬」は、非金銭報酬等としての株式報酬であり、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行うものであります。その内容の概要は、上記①イA(ⅲ)記載のとおりです。

#### (3) 社外役員の重要な兼職の状況（2022年12月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社	監査役
		トビラシステムズ株式会社	社外取締役（監査等委員）
		法政大学	兼任講師
		公益財団法人国際人材育成機構	非常勤理事
取締役 (監査等委員)	関山 譲	アステラス製薬株式会社	社外取締役
		一般財団法人フィリピン協会	会長
取締役 (監査等委員)	栗井 佐知子	インフォコム株式会社	社外取締役
		ビーピー・カストロール株式会社	社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	小池 藍	THE CREATIVE FUND 有限責任事業組合	代表パートナー
		京都芸術大学 芸術学部	専任講師
		三重県 みえDXセンター	みえDXアドバイザー
		文化庁 文化審議会文化経済部会	臨時委員

(注) 当社と上記の兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

#### (4) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	関山 譲	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	栗井 佐知子	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小池 藍	社外取締役に就任後に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ92%、91%出席いたしました。プライベートエクイティ投資や投資先の経営改善の助言などの経験を生かし、当社グループに対して投資家としての目線での助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する内容の契約を締結しております。

## (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております（契約の内容の概要は以下のとおりです）。

- ・填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
- ・保険料は全額当社が負担しております。

### ② 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含みます）、監査役、執行役員及び管理者である従業員となります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31,882千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,449千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないためイ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、またはそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといつても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようになることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において大規模買付ルールを導入しております。

### (2) 基本方針実現のための特別な取組み等の概要

株式会社エー・ディー・ワークスは、定款の定めにより、2012年6月28日開催の同社定期株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、同社に対して買収提案が行われた場合に、事前の情報提供等に関する一定のルールとして、大規模買付ルールを導入し、その後、2015年6月23日及び2018年6月26日開催の同社定期株主総会において、それぞれ有効期間を3年として更新することに關し、ご承認をいただいております。その後、2019年11月29日開催の同社臨時株主総会において、当社への株式移転計画が承認されるとともに、株式会社エー・ディー・ワークスの大規模買付ルールと同等のルールを当社へ継続導入することに關し、ご承認をいただいております。その詳細につきましては当社ホームページをご覧ください。（<https://www.adwg.co.jp/ir/library/meeting/>）

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行います。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によって行うこととしています。また、大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会または取締役会の決議により行います。

なお、2019年11月29日開催の株式会社エー・ディー・ワークス臨時株主総会においてご承認いただきました大規模買付ルールは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することとなります。有効期間を3年として更新することに関し、株主の皆様の意思を確認させていただくため、本総会において議案としてお諮りすることとしております。議案の詳細につきましては、株主総会参考書類第2号議案をご参照ください。

### (3) 基本方針実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由

当社は、①株主意見の反映、②独立性の高い社外者の判断の重視、③大規模買付ルールに基づく対抗措置発動のための合理的な客観要件の設定といった点を考慮し、織り込むことにより、上記(2)の取組みが上記(1)の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、中期的な視点に立ち、将来の事業展開に備えるための内部留保を確保した上で、業績に応じて配当を実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当については1株当たり4.5円とさせていただきました。

# 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,735,446	流 動 負 債	9,099,826
現 金 及 び 預 金	7,425,165	買 掛 金	640,045
売 掛 金	148,602	短 期 借 入 金	71,000
販 売 用 不 動 産	37,351,103	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	319,200
仕 掛 販 売 用 不 動 産	4,137,456	1 年 内 収 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,774,842
そ の 他	2,675,168	未 払 法 人 税 等	60,271
貸 倒 引 当 金	△2,049	ク ラ ウ ド フ ァ ン デ ィ ン グ 等 預 け 金	1,063,286
		そ の 他	3,171,181
固 定 資 産	1,593,469	固 定 負 債	28,401,654
有 形 固 定 資 産	156,881	社 債	719,100
建 物	98,555	長 期 借 入 金	27,631,454
工 具 器 具 備 品	29,895	そ の 他	51,100
車両 運 搬 具	3,521	負 債 合 計	37,501,481
土 地	24,908	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	84,960	株 主 資 本	15,217,712
そ の 他	84,960	資 本 金	6,232,142
投 資 そ の 他 の 資 産	1,351,627	資 本 剰 余 金	5,328,968
投 資 有 価 証 券	778,957	利 益 剰 余 金	3,952,281
繰 延 税 金 資 産	320,219	自 己 株 式	△295,680
そ の 他	252,450	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	570,072
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,676
繰 延 資 産	30,400	為 替 換 算 調 整 勘 定	581,748
創 立 費	17,540	新 株 予 約 権	21,334
社 債 発 行 費	12,859	非 支 配 株 主 持 分	48,716
		純 資 産 合 計	15,857,835
資 产 合 計	53,359,316	負 債 純 資 産 合 計	53,359,316

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	27,856,128
売 上 原 価	22,470,748
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>5,385,380</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,008,787
<b>當 業 利 益</b>	<b>1,376,592</b>
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,036
受 取 保 險 金	13,053
そ の 他	8,985
	34,076
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	359,913
借 入 手 数 料	47,866
創 立 費 償 却	7,774
そ の 他	41,386
<b>経 常 利 益</b>	<b>456,941</b>
	<b>953,727</b>
特 別 損 失	
減 損 失	43,205
	43,205
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>	<b>910,522</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	300,999
法 人 税 等 調 整 額	65,573
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>543,948</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	16,755
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	527,193

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,881,849	流 動 負 債	1,656,014
現 金 及 び 預 金	548,560	短 期 借 入 金	1,190,111
短 期 貸 付 金	1,279,739	未 払 法 人 税 等	12,390
そ の 他	1,053,548	そ の 他	453,512
固 定 資 産	13,044,174	固 定 負 債	8,445
有 形 固 定 資 産	9,624	そ の 他	8,445
建 物	439	負 債 合 計	1,664,459
工 具 器 具 備 品	9,185	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	70,534	株 主 資 本	14,257,553
そ の 他	70,534	資 本 金	6,232,142
投 資 そ の 他 の 資 産	12,964,014	資 本 剰 余 金	7,939,014
関 係 会 社 株 式	12,780,238	資 本 準 備 金	2,107,142
繰 延 税 金 資 産	24,745	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,831,872
そ の 他	159,030	利 益 剰 余 金	382,076
繰 延 資 産	17,324	そ の 他 利 益 剰 余 金	382,076
創 立 費	17,324	繰 越 利 益 剰 余 金	382,076
		自 己 株 式	△295,680
		新 株 予 約 権	21,334
資 産 合 計	15,943,348	負 債 純 資 産 合 計	14,278,888
			15,943,348

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,292,222
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,140,713
<b>営 業 利 益</b>	<b>151,509</b>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	484,261
為 替 差 益	3,699
そ の 他	2,611
	490,571
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	23,726
創 立 費 償 却	7,700
	31,426
<b>經 常 利 益</b>	<b>610,654</b>
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	202,237
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>408,417</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	63,299
法 人 税 等 調 整 額	28,866
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>316,251</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社 A D ワークスグループ  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小島亘司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 A D ワークスグループの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 A D ワークスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社 A D ワークスグループ  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小島 亘司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 A D ワークスグループの2022年1月1日から2022年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

株式会社ADワークスグループ 監査等委員会

監査等委員	田名網 尚	㊞
監査等委員	関山護	㊞
監査等委員	粟井佐知子	㊞
監査等委員	小池藍	㊞

(注) 監査等委員4名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

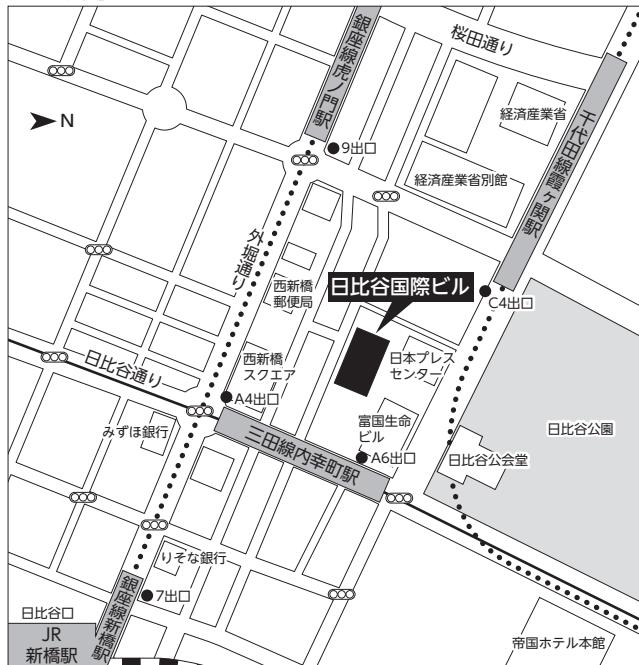
以上

## 株主総会会場のご案内

### 会 場

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階  
日比谷国際ビル コンファレンススクエア 8F  
電話 03-5157-5039

### <ご案内図>



### 交通機関

霞ヶ関駅	東京メトロ：千代田線・日比谷線・丸ノ内線	C3・C4出口方面 地下ネットワークにて地下1階に直結
内幸町駅	都営地下鉄：三田線	A6出口方面 地下ネットワークにて地下2階に直結
虎ノ門駅	東京メトロ：銀座線	徒歩5分 (9出口から)
新橋駅	JR：山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀線・総武線(快速) 東京メトロ：銀座線 都営地下鉄：浅草線 新交通：ゆりかもめ	徒歩10分 (日比谷口から)